

第6節 社会・勤労者福祉

1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者、戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

戦傷病者、戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

<実績>

平成23年度は、第9回の戦没者等の遺族に対する特別甲慰金及び戦傷病者等の妻に対する第13回特別給付金の受付を行った。

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	27	13	10	5	2
特別甲慰金	138	0	42	9	13
特別給付金	6	36	17	0	8
恩給及び援護関係相談	約 900	約 650	約 600	約 500	約 500

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等		所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

<実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
戦没者数（柱）	1,889	1,793	1,699	1,606	1,522
戦災死没者数（柱）	226	211	194	190	179
遺族参加者数	496	430	392	375	354

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてそ

の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2 災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)

< 目的・事業内容 >

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

< 支給対象 >

災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

災害援護資金の貸付対象

- ・ 県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
- ・ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に掲げる所得要件に該当する者

本市において、平成 19 年度から平成 23 年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

< 支給対象 >

災害見舞金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 現に居住している建物が被害を受けた者

災害弔慰金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本

市に登録している者

- ・ 災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者
- ・ 条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けてないこと

<実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
災害見舞金	支給対象世帯	14	14	13	6	10
	金額(千円)	531	527	524	245	410
災害弔慰金	支給対象者	3	1	0	1	4
	金額(千円)	230	100	0	100	400

3 日本赤十字社事業

平成22年度より、大牟田市社会福祉協議会に委託を行い、次の事業を推進している。

(1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

<目的・事業内容>

災害救護活動をはじめ医療事業・血液事業・社会福祉事業などの諸事業を実施するために必要な財政的支援基盤を強化するため、赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深め個人及び法人に支援をいただく。

毎年5月の「赤十字社増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

<実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
目標額(円)		12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000	10,968,000
達成額(円)		10,270,702	10,148,894	9,802,425	9,388,593	9,474,787
達成率(%)		83.1	82.2	79.3	76	86.4

地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

<目的・事業内容>

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

<実績>

平成23年度は、5学童保育所(三池・高取・白川・大牟田・中友)と平原学童クラブの指導員を対象に救急法の講習を実施。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配布する。

< 実績 >

平成23年度は被災見舞い13件に救援物資を配布。

(4) 東日本大震災等義援金受付

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

< 実績 >

災害義援金名称	義援金額（円）
平成23年7月新潟県豪雨に伴う義援金	228
平成23年7月福島県豪雨に伴う義援金	157
台風12号三重県災害義援金	1,021
和歌山県平成23年台風12号災害義援金	700
奈良県台風12号災害義援金	111
和歌山県平成23年台風12号災害義援金	32,391

災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等120回。義援金送金17回。

(5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

< 実績 >

区分	献血申込者数			400ml 献血者数			不適者数 (人)
	男	女	計	男	女	計	
地域	1,635	1,284	2,919	1,400	865	2,265	654
職域	1,186	401	1,587	1,091	259	1,350	237
学域	589	147	736	508	96	604	132
街頭	579	622	1,201	514	355	869	332
計	3,989	2,454	6,443	3,513	1,575	5,088	1,355

平成23年度の献血者数は前年度と比較して881人増加している。

4 勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用、生活等の相談に緊急相談窓口を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

< 対象者 >

派遣労働者等

< 実績 >

相談内容・件数	年度	20	21	22	23
雇用に関する事		12	31	15	5
労働に関する事		1	0	0	1
生活・融資に関する事		8	14	13	0
住宅に関する事		8	6	1	0
その他		4	5	2	0
計		33	56	31	6

労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐ等問題の解決に向け対応した。

< 対象者 >

中小企業の勤労者等

< 実績 >

相談内容・件数	年度	19	20	21	22	23
退職に関する事		1	1	0	1	2
解雇に関する事		4	4	3	1	1
求職に関する事		2	7	6	10	19
生活・融資に関する事		0	1	2	1	2
労働条件に関する事		4	3	2	1	10
休業補償に関する事		0	0	0	0	0
雇用保険に関する事		0	0	0	0	2
職場環境に関する事		0	1	0	2	0
その他		2	1	2	0	3
計		13	18	15	16	39

子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

<実績>

年 度	19	20	21	22	23
相談件数	7	7	10	26	15

労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 雇用対策

根拠法令等		所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

<実績>

事業種別	項目	21	22	23
緊急雇用創出事業	事業実施数	16事業	18事業	12事業
	新規雇用者数(人)	76人	123人	52人
ふるさと雇用再生特別基金事業	事業実施数	4事業	4事業	3事業
	新規雇用者数(人)	8人	9人	8人

* 緊急雇用創出事業は、21年度より実施（平成20年度からの繰越事業；8事業を含む。）

* 新規雇用者数は、延人数（6ヶ月毎に1人のカウント）で、中途退職者も含む。

大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田高等技術専門学校
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・大牟田市

<事業内容・実績>

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「12ポマト」の情報提供
- ・障害者雇用促進のための優良事業所の表彰
- ・高齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・子育て女性等就業相談会の開催
- ・子育て女性就職サポートセミナーの開催
- ・大牟田市・みやま地区なんでも労働相談会の開催
- ・ふるさと福祉・職場面談会（実行委員会形式）
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催

広域的雇用対策

<事業内容・実績>

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。

- ・筑後地域雇用労働福祉会議

勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

<事業内容・実績>

高齢・障害・求職者雇用支援機構（旧雇用・能力開発機構）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。なお、国の行財政改革等により、平成14年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成15年10月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成18年度からは民間に本施設を貸与し、平成22年度からは新たな民間事業者への貸与により、運営を続けている。高齢・障害・求職者雇用支援機構建設施設の譲渡協議については、雇用促進住宅（3宿舍）のみ継続となっている。

- ・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）（昭和49年建設）
- ・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）（昭和54年建設）
- ・雇用促進住宅宿舍駐車場
 - 白川宿舍駐車場（平成6年10月設置）
 - 小浜宿舍駐車場（平成11年7月設置）
 - 大牟田宿舍駐車場（平成12年3月取得）

(3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学が困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

支給対象者は次の全てに該当する人

- ・本人若しくは保護者が市内に居住し、23年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは23年度に高等学校を中退した人
- ・要綱に掲げる専修学校等に24年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
- ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
- ・次のいずれかに該当する世帯
 - 生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
- ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

市内の主な対象校

- ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
- ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
- ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科

貸付金額及び期間

- ・入校支度金...100,000円
- ・修学資金（月額）...専門課程53,000円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
- ・貸付の期間は、修学年限

返還について

- ・無利息
- ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
- ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間（最長12年）

<実績>

年度	19	20	21	22	23
貸付件数・金額					
新規（件）	0	0	0	1	2
継続（件）	0	0	0	0	1
貸付金額（千円）	0	0	0	460	1,280

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

<施設概要>

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m ²
建築面積	1,212.77 m ²
建築延面積	3,298.80 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建 (一部4階)
主な施設	中ホール(200人) 研修室(50人) 講習室(30人×2室) 会議室(30人、10人) 和室(10人×2室)
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
利用延人数（千人）	47	38	34	43	36
使用料（千円）	13,129	10,504	8,560	10,184	8,404
利用件数	1,430	1,150	872	1,082	966